東京大学病院教職員休職規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成１７年　３月２８日
改正　平成１８年　３月３０日
改定　平成２０年　３月２５日
改正　平成２６年　３月２７日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的）

第１条　この規程は、東京大学病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第１４条第３項の規定に基づき、教職員の休職に関する取扱いについて定めることを目的とする。

（休職中の責務）

第２条　教職員は、休職中であっても職務に従事しない他は、就業規則、労働協約、労働契約等関係規則の定めに従わなければならない。

（病気休職）

第３条　就業規則第１４条第１項第１号に規定する休職（以下「病気休職」という。）及び当該休職の期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づき行うものとする。またこの場合、必要があるときは産業医又は東京大学病院（以下「本院」という。）が指定する医師の診断を命じることがある。

２　前項の規定は、病気休職の期間を定める場合並びに復職又は休職の期間の満了前に復職させる場合についても同様とする。ただし、復職の場合にあっては、産業医又は本院が指定する医師の診断を受けなければならない。

（出向による休職）

第４条　就業規則第１４条第１項第４号の規定に基づく休職は、この規程に定めるもののほか、東京大学病院教職員出向規程の定めるところによる。

（役員兼業による休職）

第５条　東京大学病院教職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）第３条第２項第２号に規定する兼業が許可される場合で、かつ、主として兼業する役員等の職務に従事する必要があり、本院の職務に従事することができないと認められる場合には、就業規則第１４条第１項第５号の規定に基づき、これを休職にすることができる。

２　前項の規定により休職にするには、兼業規程に基づく許可を得ていなければならない。

（休職の期間）

第６条　休職の期間（就業規則第１４条第１項第２号及び同項第４号に定める休職を除く。）については、同一の休職事由に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病の種類、従事する職務内容等が異なることとなった場合においても、引続き３年を超えることはできない。

（休職中の給与）

第７条　休職の期間中は、東京大学病院教職員給与規則の定めるところによらなければ、何等の給与も支給しない。

（休職の手続）

第８条　教職員を休職（就業規則第１４条第１項第４号の場合を除く。）にする場合は、その際、理由を記載した文書を交付する。ただし、教職員から同意書の提出があった場合は、この限りではない。

２　前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、東京大学病院教職員懲戒規程第３条第３項の規定に準じて取り扱うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（休職の経過措置）

２　この規程の施行日の前日に現に国家公務員法第７９条及び人事院規則１１－４（職員の身分保障）（第３条第１項第１号の適用を受ける者を除く。）の適用を受け、休職として発令されている教職員は、当該発令の期間において、この規程の適用を受けているものと見なす。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。